令　和　８　年　１０ 月
わたしらしい生き方応援課

「わたしらしい生き方応援プランひろしま（第６次)」素案に係る県民意見と対応について

１　要旨・目的

「わたしらしい生き方応援プランひろしま（第６次)」について、県民意見募集（パブリックコメント）の結果を公表する。

２　意見の募集期間及び結果

（１）募集期間

令和８年８月 20 日（木）から９月 24 日（木）まで

（２）意見件数

10 名 38 件

（３）提出方法

郵送：１件、ファクシミリ：１件、電子メール：３件、電子申請：５件

３　意見の内容及び意見に対する県の考え方

別紙のとおり

（別紙）

1　県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応方針（抜粋版※）

※計画を修正するものを抜粋。全体版は次頁を参照。

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
23	「アンコンシャス・バイアス」について、用語解説では「自分自身は気づいていないものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」と説明しているが、学術的に正確な定義への修正してほしい。	ご意見を踏まえ、アンコンシャス・バイアスの用語解説を次のとおり修正します。 修正前：「無意識の思い込み」などと表現され、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。 修正案：「無意識の思い込み」などと表現され、何かを見たり、聞いたり、感じたときなどに、無意識に「こうだ」と思い込むこと。	61
24	本計画の用語解説では「ジェンダーアイデンティティ（性自認）」として両者が同義語のように併記されているが、国の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の立案過程では、「性自認」という語がその主観性を理由に「性同一性」、さらに「ジェンダーアイデンティティ」へと言い換えられていった経緯を踏まえたうえで用語を整理し、県民に誤解が生じないよう説明を加えてほしい。このままではジェンダーアイデンティティ=性自認というように捉えられるのではないか。	ご意見を踏まえ、性自認の用語解説を次のとおり修正します。 修正前：「ジェンダーアイデンティティ」を参照。 修正後：自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもある。なお、本計画においてはジェンダーアイデンティティと同義語として取り扱っている。	64

２　県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応方針（全体版）

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
1	「これまでの取組の成果や課題を整理し」との記述があるが、本文には第５次計画の指標ごとの達成状況が示されていない。県民が年次報告とあわせて新計画の妥当性を判断できるよう、計画自体にも第５次計画の主要指標の達成状況を要約して掲載してほしい。	第５次計画で成果指標としていたデータ等については、総論で進捗状況を記載しており、また第５次計画の計画期間中の男女共同参画の推進に係る取組状況について、取りまとめを行い、成果指標の達成状況とともに年次報告として県ホームページ等で公表します。	－
2	特に注力するポイントが４項目上げられているが、具体的でなくわかりにくい。	特に注力するポイントに係る具体的な取組については、「第３章　施策の方向と具体的な取組」に記載しているところです。 具体的には ①女性が職場において意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくりは領域Ⅰ－２ ②地域社会における男女共同参画の推進は領域Ⅰ－３ ③性別にかかわらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革は領域Ⅱ－１ ④性の多様性の尊重と県民理解の促進は領域Ⅲ－３ に記載しています。	－

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
3	「固定的な性別役割分担意識」を一律に解消すべき対象としての記述があるが、「自分らしい選択」を掲げる本計画の趣旨に照らし、特定の役割分担そのものを否定するのではなく、本人の意思に基づく選択かどうかを重視する記述にしてほしい。（同様の意見他１件）	「固定的な性別役割分担意識」については、本人の意向にかかわらず「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」等、固定的に役割を捉えることで、進学・就業・昇進・家事育児への参画などの場面で、当事者の選択肢が狭まったり、負担が一方に偏ったりすることがあるため、そうした思い込みや決めつけによる生きづらさをなくしてく必要があると考えており、策定の趣旨にもその旨を記載しています。 また、今後計画に基づく具体的な施策を推進する中でも留意してまいります。	－
4	就労を中心とした「活躍」だけを実質的な物差しとするのではなく、家庭を中心とした生き方や性別役割の選択も含め、多様な生き方が等しく尊重される社会を目指すという視点を、より明確に記載してほしい。		－
5	男女共同参画の名の下に、固定的役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアスの除去を行政が強制的に進めることは、個人の自由な選択や伝統的な家族観・男女観を否定するものであり、認められない。		－
6	県内の中小零細企業では、男性の育児休業が制度化されていない企業が多くある。その実態を把握し、取り組みをすすめてほしい。	企業等に対して、男性の育児休業制度の周知を図るとともに、企業における男性育児休業取得促進の取組のうち、他企業の参考となる優良事例を収集し、様々な形で情報発信を行い、取得期間の長期化なども含む企業の男性育児休業取得を促進してまいります。	－
7	女性の社会進出は素晴らしい事だが、子供が育つ中で母性と父性それぞれ違った愛情の注ぎ方があるはずである。 男女共同参画事業の成果については、子供にとっての影響についても検証すべきではないか。	施策の推進に当たっては、社会情勢の変化等を踏まえ、取組の成果や課題を点検しながら進めていくことが重要であると認識しています。 子どもにとっての影響についても、必要な実態把握や効果検証に努めてまいります。	－

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
8	プレコンセプションケアに関する普及啓発は重要な取組と考えるが、県として実施するにあたっては、どのような指標で効果を検証するのか、既存事業とどのように役割分担するのか、また事業規模の見込みについても明示してほしい。	領域Ⅰ　「（4）生涯を通じた男女の健康への支援」において、具体的な取組の１つとしてプレコンセプションケアを記載しており、その成果指標としては、そのほかの取組による成果も含めて「安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合」を設定しているところです。 また、プレコンセプションケアについては、「広島県性と健康の相談センター」において、妊婦や児童・生徒等に限らず、幅広い県民の方を対象として相談窓口の設置やセミナーの実施等に取り組んでいるなど、市町の母子保健事業等と役割分担を図っています。 事業規模の見込みについては、各年度の予算編成過程において検討することとしています。	－
9	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という概念は、1994 年の国際人口開発会議（カイロ行動計画）に由来し、家族計画・母子保健から人工妊娠中絶の取扱いまでを含む幅広い国際的な概念である。本計画でもこの言葉が用いられているが、県の計画においてこの言葉がどの範囲を指すものとして使われているのかを具体的に説明してほしい。	本計画における「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の用語の示す範囲については、用語解説に記載しているとおり、「第４回世界女性会議行動綱領（1995）」と同様に、家族計画や妊娠中絶に関することも含むものとしています。	－

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
10	女性の正規職員の割合が、25 歳から下がり、また男女の賃金格差が 13 年間変わっていない。これでは、女性が広島県内で働こうとする意欲がわかない。企業に対して、もっと具体的で、厳しい取り組みが必要ではないか。	男女間賃金格差について、女性の就業継続や女性の登用促進など、様々な女性活躍に関する取り組みの成果が、結果として男女間の賃金格差として発現すると考えられることから、次期計画では、次の取組を進めてまいります。 ・経営者等に対する意識改革 ・業界団体ごとの状況に応じた女性活躍の気運醸成の推進 ・女性従業員に対するスキルアップや、ネットワークの構築の機会の提供 ・再就職を希望する子育て世代の女性、雇用形態や業種転換を希望する女性離転職者等に対する、実践的なデジタルスキルなど必要な知識やスキル習得支援による、希望する働き方へのキャリアチェンジ、キャリアアップの推進など	－
11	「多様な意見の反映に取り組む優良事例等の発信」だけではなく、性別に関わらず活躍している、男女共同参画を推進する民間企業、団体、個人を表彰する制度を創設してほしい。	多様な意見の反映については、今後施策を推進する中で、他自治体の事例や効果等も参考にしながら、効果的な手法について検討してまいります。	－
12	スフィア基準の目標値が 18 市町となっているのが不思議、全市町ではないのだと違和感を感じた。	スフィア基準等を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施支援市町数が増加し、女性の視点からの取組が進むことにより、地域の災害対応力が強化されると考えられるため、R12 に対象市町の約８割である 18 市町の水準になることを目指し、Ｒ８～R12 は３市町の増加を目指して、目標値を設定したところです。 その他、避難所開設・運営訓練の必要性及び重要性に関する研修の実施や、避難所開設・運営訓練アドバイザーの派遣など避難所環境改善に向けた取組を行いながら、実施市町数の増加に取り組んでまいります。	－

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
13	意識調査では、「男は外で働き・女は家庭を守るべき」という意識が、広島県は全国と比べてかなり高い。幼少期から男女が平等であるという意識を持てるように取り組みを具体化していく必要があると思う。（同様の意見他１件）	性別によって役割分担を固定的に捉えることのないよう、幅広い世代を対象に啓発等を行っているところであり、今後施策を推進する中で、国や他の地方公共団の取り組み等も参考にしながら、効果的な手法を検討してまいります。	－
14	「ジェンダーの視点から考える表現のガイドライン」の周知・活用が図られるとのことですが、運用にあたっては特定の作風・表現スタイルを名指しで否定するような形は避け、県民や事業者の表現の自由を過度に制約しない、あくまで参考の目安としての位置づけにとどめてほしい。	「ジェンダー」の視点から考える表現のガイドラインは、性別による固定的な役割分担意識や思い込みにより社会全体の固定観念を形成することがないよう、主に県における広報の留意点を記載したものであり、ガイドライン策定の意図を丁寧に説明し、県民や事業者の表現の自由を過度に制限しないような活用を行ってまいります。	－
15	アンコンシャス・バイアス解消に向けた講演会・啓発事業の実施が掲げられていますが、これらは税を投じて行われる事業である以上、講演会や啓発が実際の行動変容に結びつくという前提が妥当かどうかも含め、科学的に妥当な効果測定の方法をあらかじめ示してほしい。	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組により、成果指標としている「男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに共に活躍することが大切だと思う人の割合」を増やすことが、性別にかかわらず自分らしい選択ができる気運の醸成につながると考えて設定しております。 事業実施にあたっては、その効果をアンケート等で把握し、効果検証を行うなど、ＰＤＣＡを回しながら適切に取り組んでまいります。	－
16	男女共同参画や性の多様性に関する各種事業は、税負担で賄われる行政事務の拡大である。真に必要な最低限の周知に予算を集中し、啓発・人材育成・イベント・広報・モニタリングなどの大半を廃止・縮小してほしい。	本県としては、性別にかかわりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現のために、計画に記載した男女共同参画や性の多様性に関する各種事業の実施が重要であると考えており、事業実施にあたっては効果的・効率的な予算執行に努めてまいります。	－

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
17	施策はまず日本人（日本国籍を有する県民）の権利と生活を最優先に確保する方針を明記してください。外国人や特定のマイノリティを優遇するような多様性推進は認められない。	本計画は、特定の国籍やマイノリティを優遇することを目的としたものではなく、多様な人々が地域社会の中で違いを認め、尊重し合うことができる環境（地域共生社会）をつくるための取組を推進し、引き続き全ての県民が安心して暮らせる広島県の実現に努めてまいります。	－
18	文部科学省の通知（５文科教第 592 号、令和５年６月 23 日）の Q&A は、学校教育において性自認や性的指向を扱う際には「教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること」「集団指導と個別指導の内容を区別しておく等計画性をもって実施すること」が求められるとしている。本計画の領域Ⅲでは児童生徒への性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する教育の推進が示されているが、実際に事業を担う市町・学校現場に対してこの通知の趣旨を徹底することを、県の計画の中に明記してほしい。	性的指向・性自認に係る児童生徒への対応については、「学校全体で共通理解を図ること」や「保護者の理解を得ること」等の趣旨を踏まえ、研修や啓発資料の活用を通じ、関係機関と連携しながら各学校に適切な指導を行っているところです。 引き続き、教職員の意識啓発や指導力の向上を図るとともに、児童生徒が自己及び他者の個性を尊重し、望ましい人間関係を構築できるよう、取組の充実を図ってまいります。	－
19	性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する啓発や「性の多様性」の理解促進は、子どもの教育や社会の混乱を招くリスクが高く、ＬＧＢＴ関連施策・法案は廃止を強く希望する。	「性の多様性」の理解促進については、誰もが個性や能力を発揮でき、安心して暮らせる環境づくりを行う上で重要であると考えております。今後も、様々な意見があることを踏まえながら、理解増進施策を実施してまいります。	－
20	同性愛への否定的な意識の多くは明治以降に西洋の性科学やキリスト教的価値観とともに持ち込まれたという指摘もある。本計画では性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して、県民の理解を促進するにあたっては、こうした日本独自の歴史的背景についても触れた上で記述してほしい。	本計画は、令和８年度から令和 12 年度を推進期間として、現状と課題を踏まえた取組の方向性を記載しております。なお、事業実施にあたっては、性の多様性に関する正しい理解を促進するよう努めてまいります。	－

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
21	県の審議会等委員のうち女性の占める割合の目標値について、60%までという上限を指標として設定する必要があるのか。女性が多すぎるのも望ましくないのか。	政策・方針の立案及び決定過程において多様な意見を反映していくため、県の審議会等委員の構成についても性別のバランスに配慮する必要があると考えています。そのため、男女がどちらかに偏ることなくいずれも40%を下回らないよう、60%までという上限を設定しているところです。	―
22	幅広く女性の意見を反映させるためには、例えば、障がいのある女性・アイヌの女性等、様々な立場の女性を審議会に委員として位置づけることが必要であると思う。（同様の意見他１件）	県の審議会等における委員については、それぞれの審議会等の目的に応じた適切な人材の登用を行っているところです。いただいたご意見も踏まえながら、女性の登用促進を図ってまいります。	―
23	「アンコンシャス・バイアス」について、用語解説では「自分自身は気づいていないものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」と説明しているが、学術的に正確な定義への修正してほしい。	ご意見を踏まえ、アンコンシャス・バイアスの用語解説を次のとおり修正します。 修正前：「無意識の思い込み」などと表現され、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。 修正案：「無意識の思い込み」などと表現され、何かを見たり、聞いたり、感じたときなどに、無意識に「こうだ」と思い込むこと。	61

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
24	本計画の用語解説では「ジェンダーアイデンティティ（性自認）」として両者が同義語のように併記されているが、国の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の立案過程では、「性自認」という語がその主観性を理由に「性同一性」、さらに「ジェンダーアイデンティティ」へと言い換えられていった経緯を踏まえたうえで用語を整理し、県民に誤解が生じないよう説明を加えてほしい。このままではジェンダーアイデンティティ=性自認というように捉えられるのではないか。	ご意見を踏まえ、性自認の用語解説を次のとおり修正します。 修正前：「ジェンダーアイデンティティ」を参照。 修正後：自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもある。なお、本計画においてはジェンダーアイデンティティと同義語として取り扱っている。	64
25	「アンコンシャス・バイアス」といった教育現場や社会に用語が広く定着していない用語について、行政計画で用いる用語の妥当性を慎重に検討し、誤った認識を与えることのないようにしてほしい。	一般に定着していない用語や専門用語については、計画に記載するにあたって、国や他の地方公共団体の計画等での記載の状況も踏まえるとともに、用語解説に記載します。	－
26	「アンコンシャス・バイアス」について、ジェンダーステレオタイプが適当である箇所がある。学術的な定義に修正してほしい。（同様の意見他１件）	国の第６次男女共同参画基本計画での用例等を踏まえたうえで、用語解説（修正後）の趣旨で記載をしています。ジェンダーステレオタイプに基づく決めつけを行うことのないよう、具体的な施策を推進する中で、参考にさせていただきます。	－
27	令和６年の自殺者数は男性が女性の約2.1倍にのぼる一方、相談窓口の利用については女性が男性を上回るとの指摘があり、悩みを相談しにくい男性への相談体制の充実は急務であると考える。男性が直面する困難について、女性の課題と同等の分量・具体性をもって記載を充実させていただきたく、こうした統計を踏まえたうえで拡充してほしい。	自殺問題は複合的な要因が絡む課題であるため、県の自殺対策計画（「いのち支える広島プラン」）に基づき、専門的な枠組みで包括的に取り組んでいるところであり、こうした取組とも連携してまいります。 なお、男性が直面する困難や悩みを相談できる環境整備が必要であると考えており、性別に起因する悩みについては、性別に関わらず相談できるよう取り組んでまいります。	－

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
28	計画本文に予算規模や財源計画についての記載がないが、５年間の計画を着実かつ透明性をもって実行するため、主要な事業の予算規模の見込みと、外部団体への委託・助成にかかる会計処理等の証憑管理について、あらかじめ明確な基準とチェック体制を整備し、確実に運用してほしい。	本計画は今後５年間の取組の方向性を記載しており、各事業の実施に必要な予算については、毎年度の議会の議決を経て計上してまいります。 また、予算の執行に際しては、法令や会計規則等に基づき適切に執行してまいります。	―
29	具体的な取組の中には担当欄が「全部局」とされているものが複数見受けられるが、進捗管理の実効性を高める観点から、取りまとめを行う主担当部局を明確にしてほしい。	具体的な取組をすすめるうえで、特に部局横断的に取り組む必要のあるものについて「全部局」と記載しており、併せて記載している主要担当部局（課）が中心になって取組を進めてまいります。	―
30	生物的な性差を無視した施策や、クオータ制的な女性登用の強要、男性の育児休業取得の数値目標押し付けは、やめるべきであり、個人の自由な選択を尊重し、行政による思想・価値観の介入を最小化してほしい。	本計画における男女共同参画や女性活躍、性の多様性に関する取組は、特定の価値観や選択を強制するものではなく、成果指標についても、特定の義務を課すものではありません。県民や事業者の主体的な取組を尊重し、計画の推進に努めてまいります。	―
31	企業や個人への過剰な研修義務付け、数値目標、報告書提出の圧力は、現場の負担を増やし、思想・表現の自由を阻害するため、行政による詳細な指導・規制・進捗管理は縮小し、真に必要な最低限の情報提供に留めてほしい。		―

※御意見のうち、内容については原文を一部要約又は分割して掲載。なお、計画本文との関連が把握できなかったものに対する意見については、掲載していない。